

意見募集案件	学童クラブにおける入所対象学年の拡大と開所時間の延長について (北広島市学童クラブ条例及び北広島市学童クラブ条例施行規則の改正)
担当課	保健福祉部児童家庭課 電話 011-372-3311 内 802

意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所児童家庭課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部児童家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 電子メールアドレス: jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 26 年 11 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 入所対象学年の拡大について 児童福祉法の改正に伴う、対象学年の拡大 開所時間の延長 利用者のニーズに対応するための開所時間の延長</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 児童福祉法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 学童クラブの入所に関し、対象児童が変更になります。また、学童クラブ入所児童の登所できる時間が拡大します。</p>
対象となる政策等 の原案	別添資料のとおり。
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール 平成 26 年 11 月～12 月(予定)</p> <p>パブリックコメント意見集約・反映・公表、市議会・各種審議会での審議、条例改正 平成 27 年 4 月 1 日(予定)</p> <p>条例施行</p>